

# 令和 8 年度日野第五小学校学校給食調理等業務委託業者選定要領

令和 8 年 3 月 30 日制定

日野第五小学校における学校給食調理等業務委託業者の指名見積もり合わせ参加業者（以下、「指名参加業者」という。）の選定について、次のように定める。

なお、選定は、日野第五小学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。

## 1 指名参加業者となるための要件

指名参加業者は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1)東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。
- (2)(1)の登録について、東京都内に本社または支店等があること。
- (3)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4)申込日から選定委員会において指名参加業者を選定した日までの間に、東京都内において指名停止を受けた期間がないこと。
- (5)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (6)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (7)日野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 12 月 27 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8)集団給食部門の社員（非正規社員を含む）数が 400 人以上であること。
- (9)公立小中学校の給食調理等業務の実績が現に複数あること。
- (10)学校給食経験 3 年以上の業務責任者（要調理師資格）及び同 1 年以上の業務副責任者を配置可能であること。

## 2 選定方法

### (1) 主な審査項目

- ① 会社の経営内容について
- ② 社員教育について
- ③ 安全衛生管理について
- ④ 調理対応、環境配慮等について
- ⑤ 日野市業務受託にあたっての対応について

### (2) 選定手順

- ① 会社概要、提案書等の提出

受託を希望する業者は、「会社概要及び委託状況等調査」【様式 1】、「日野市学校給食調理等業務質問表兼提案書」【様式 2】、「公立小中学校給食調理等業務受託実績報告書」【様式 3】、及びその他資料を令和 8 年 4 月 15 日（水）正午までに提出する。

② 書類審査

選定委員会は、各業者から提出された【様式 1】、【様式 2】、【様式 3】及びその他資料により審査し、「指名参加業者（新規）」を選定する。

(3) 選定基準

書類審査は、別に定める評価基準に基づき採点し、総得点の 70%以上を合格とする。

付 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 年 7 月 31 日限りでその効力を失う。